

平成25年第1回矢巾町議会臨時会目次

議案目次	1
第 1 号 (1月30日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	3
○職務のため出席した職員	4
○開 会	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第1号 訴えの提起について	5
○議案第2号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算(第7号)について	9
○議案第3号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につ いて	13
○閉 会	15
○署 名	17

議 案 目 次

平成25年第1回矢巾町議会臨時会

1. 議案第 1号 訴えの提起について
2. 議案第 2号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について
3. 議案第 3号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

平成25年第1回矢巾町議会臨時会議事日程

平成25年1月30日（水）午前10時開会

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号 訴えの提起について
- 第 4 議案第2号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について
- 第 5 議案第3号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	齊 藤 正 範 議員	2 番	藤 原 由 巳 議員
3 番	村 松 信 一 議員	4 番	山 崎 道 夫 議員
5 番	川 村 農 夫 議員	6 番	小 川 文 子 議員
7 番	谷 上 哲 議員	8 番	廣 田 光 男 議員
9 番	秋 篠 忠 夫 議員	10 番	芦 生 健 勝 議員
11 番	昆 秀 一 議員	12 番	村 松 輝 夫 議員
13 番	藤 原 梅 昭 議員	14 番	川 村 よし子 議員
15 番	米 倉 清 志 議員	16 番	高 橋 七 郎 議員
17 番	長谷川 和 男 議員	18 番	藤 原 義 一 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	川 村 光 朗 君	副 町 長	女 鹿 春 夫 君
総 務 課 長	沼 田 良 利 君	企画財政課長	秋 篠 孝 一 君

生きがい推進
課 長

川 村 勝 弘 君

道路都市課長 藤 原 由 徳 君

職務のために出席した職員

議会事務局長
主 事

星 川 範 男 君

根 澤 のぞみ 君

係 長 吉 田 徹 君

午前10時00分 開会

○議長（藤原義一議員） ただいまから平成25年第1回矢巾町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原義一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

4番 山 崎 道 夫 議員

5番 川 村 農 夫 議員

6番 小 川 文 子 議員

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（藤原義一議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 訴えの提起について

○議長（藤原義一議員） 日程第3、議案第1号 訴えの提起についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第1号 訴えの提起について提案理由の説明を申し上げます。

平成21年11月18日に原告が盛岡市の盛南大橋で自己所有車両のタイヤがパンクしたため道路端でタイヤ交換作業をしていたところ、当時橋の上の路面が凍結していたため、後方から来た被告の車両が滑走し操作不能となり、原告に衝突する事故が発生したものであります。その後直ちに岩手県立中央病院に救急搬送され、頭蓋骨骨折、急性硬膜外血腫、脳挫傷と診断の上手術され、入院となったところであります。その後、平成21年12月29日に南昌病院に転院しリハビリを受けておりましたが、症状が固定したことにより平成22年6月28日から介護保険のサービスに切りかえ、要介護4の認定を受けておりました。事故が原因で介護サービスを利用した場合、第三者行為として介護給付費について一たん町が支払いをし、過失割合が確定した後保険会社より支払いを受けることとなります。

このことから、本町では第三者行為求償事務について岩手県国民健康保険団体連合会に委託をしておりました。一方、平成24年10月25日に原告が東京地方裁判所に訴訟を起し被告に損害賠償請求を行ったことにより、今後の求償事務をスムーズに進めるため、独立当時者参加申し出により町の権利を主張し、現在確定している平成22年6月28日から平成24年11月末日までの介護給付費849万8,275円及び印紙代4万4,000円を確実に回収するため、訴訟参加をするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 原告名及び被告名というのが名前が出ておりませんが、これは議会に明らかにできないということなのではないでしょうか。それ1つです。

もう一つは、双方とも普通の自賠責以外の保険に入られていたのかどうか、これについてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 2点についてお答えをいたします。

1点目の名前の公表ということではございますが、これは個人情報等々ございますので、これにつきましてはこのとおりの報告でお許しを願いたいと思います。

それから、保険についてでございますが、それぞれ保険には加入しておりますが、町長の提案理由にもありましたとおり、それぞれの過失割合が確定していない部分、それから医療費については確定し次第お支払いをするということにはなっているようですが、介護保険の場合には基本的には介護保険サービスなわけですが、そのサービスをどこまでそれぞれ補償するかという部分が非常にまだ不確定だということで原告のほうでは訴訟を起こしたような状況でございますので、町のほうといたしましても今まで立てかえをいたしております料金等々請求して確実にもらうということで同時に提起をするということにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 今まで利用してきた介護保険サービスというのはどのようなサービスを使っておられたのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

基本的にはそれぞれリハビリサービスあるいは今は在宅でおりますので在宅サービス等々今は利用しております。基本的には例えば介護度4ということでございますので、住宅改修のサービスやら、あるいはそれぞれ通院等に費用を来しておりますので、それぞれの各種類の介護サービスを利用しているということでご理解を願いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 平成22年6月28日から介護施設に入所となったので介護施設サービスではないのですか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） お答えをいたします。

介護施設に入所後、次に今出ておりました自宅でおりますということで、両方ともそれぞれ症状が固定して以来介護保険を利用しておりますので、施設での利用サービス、そして自宅での利用サービスということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 済みません、原告は何歳なののでしょうか。公表はできないということなのですが、年齢と、それから家族とかそういう状況も教えていただきたいと思っています。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） お答えをいたします。

それぞれ原告あるいは家族ということでございますので、訴えている方々は4人ということになります。被害者につきましては、70代ということでご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 事例は1例ではなくて4例だということでしょうか。その1件の中に4人の方がということですか。4人の方が訴えているというところでちょっと疑問に思ったものですからお聞きします。

そして、その関連なのですけれども、大体2年間のうちに800万ということなのですけれども、サービスの過剰とかそういうのはなかったのかどうかという監査とかは入っていると思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） お答えをいたします。

ここで原告というのは交通事故の被害者及びその家族ということになっておりますので、複数、4名の方が訴えておりますよということになっております。

それから、介護サービス料のことでございますが、過剰なサービスというのは当然ながらあり得るはずございませんので、通常の介護度4の方が受けるサービスの範囲内ということでご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 4番、山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 先ほどちょっと聞き逃した感じもありますのでもう一度確認しますが、過失割合は確定をしたのか。そして、過失割合が確定したにもかかわらず保険会社が、もし確定したらとすればですが、保険会社が支払いを許否しているのか。そして、このような訴訟というのは全国的に事例があるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） お答えをいたします。

ここで、事件の内容等々のところでも触れておりますが、過失割合が確定しておりません。確定しておらない経過で今来ているところでございます。

それから、このような事例ということですが、余りある事例ではございませんが、県内では過去に1件、このようなやはり第三者行為に基づく訴訟というのを提起している部分がございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） ちょっと見ていて思ったのですけれども、この原告側が東京地方裁判所に訴えを起こしたということはどういうことでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） お答えをいたします。

お答えになるかあれですが、岩手県にも裁判所があるわけですが、当時者からお聞きした部分ではございませんけれども、保険会社が本社が東京ということで考えておりますので、その経過があつて東京のほうの裁判所に提起したのではないかという、推察ではございますが、そのように考えております。

以上でお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第1号 訴えの提起についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号 訴えの提起については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第4、議案第2号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第2号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を申し上げます。

住民の安全並びに交通の確保を図るため8款土木費に除雪関連経費を計上しておりますが、当初の見込みより降雪量が多く除雪委託料を中心に関連予算が不足すると見込まれることから、所要見込額の増額をご提案するものであります。

歳入といたしましては、17款繰入金の財政調整基金繰入金に増額の補正を行うものであります。

次に、歳出といたしましては、8款土木費の道路橋梁総務事業、道路維持事業及び除雪事業に増額の補正を行うこととし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,380万2,000円とするものであります。

詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の命によりまして、議案第2号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細についてご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。なお、説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順でご説明を申し上げます。17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4,100万円、節に参りまして財政調整基金繰入金同額で説明欄記載のとおりでございます。

13ページをお開き願います。歳出に参ります。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、補正額が60万、節に参りまして需用費同額で説明欄のとおりでございます。

2目道路維持費4,040万円、節に参りまして賃金200万円、需用費840万円、委託料3,000万円、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第2号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ことしはというか昨年から雪は多くて、こういう議案が上がるのはやっぱりそうだ、住民にとっては本当に除雪をきれいにしていただくということはすごく大切なのですけれども、働いているローダーというのですか、運転手とかの事故も二、三年前にあったように思うのですけれども、その運転手さんは夜中に1人で行動しているのでしょうか。その点をまず1点目にお伺いします。

それから2点目は、こんなに雪が多いのに町内から矢巾はすごくきれいになっているという評価をいただいておりますけれども、団地内の除雪なのですけれども、今シルバーさんとか頼んでいるように見えるのですけれども、個人で頼んでいる方もいると思うのですけれども、何軒ぐらい個人で頼んでいる方を把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の夜中に、オペレーターですけれども、1人で運転しているのかという件に関しましては、委託業者によりまして後ろについて歩いている方もございますし、1人体制のところもございます。ただ、大型車の場合、大型ローダーの場合は2人乗りでございますけれども、小さいローダーは1人乗りでございますので、1人体制のところもございます。

あと、2点目の団地内の除雪、個人でというより町のほうで町道については今回も排雪等業務やっておりますけれども、個人で何軒かというのは、シルバー人材センターに委託している分については道路都市課のほうではちょっと把握していない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 今回の補正に関係するか、でも同じ道路都市課なので、区画整理課はきょういないのですけれども、町の道路を見ますと道路の真ん中にマンホールがあるところもありますけれども、今は余りそういうつくり方はしていないと思うのですけれども、除雪機を運転する方に聞くと、そのマンホールがすごく決定的に除雪していくときにぶつかるのだそうです。そして、腹部を圧迫すると、打撲するというか、腹部を。どこにマンホールがあるかどうかわからないで除雪していくわけです。そうすると、浮き出ているマンホールにぶつかるということが大変だということを知ったのですけれども、だから道路をつくるときにやはりマンホールは考えて端のほうにつくるとか、そういうことが必要ではないかと思うのですけれども、特に西部の開拓道路ですか、あそこは道路の真ん中にマンホールがあるように思うのですけれども、あそこはやはり2人で体制を組んでやっているのでしょうか。やはりそういうふうに2人でやらないと、夜中にやってもし打撲して倒れる、前にそういう事故がありましたけれども、そういうことはやはり危険だと思うので2人つくとか、体制を考えてやったほうが良いというふうに業者に助言するとか、そういう体制が必要ではないかと思えますけれども、その辺お願いします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町道西部開拓線及び南昌トンネル線は町の4.0という大きなグレーダーでございまして、これは2人体制でやっておる状況でございます。

あと、その他につきましても除雪前に、雪降る前に、業者委託した分は各社でマンホールある場所をオペレーターが把握するようという形をやっておりますし、マンホールが高いところにつきましてもは上下水道課のほうにお願いしましてすりつけ等をしていただいている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 3番、村松信一議員。

○3番（村松信一議員） この補正の中に私、正式な名称はちょっとわかりませんので、よく通称で言っている塩カルというのですか、塩化カルシウムですか、要するに凍ったときにまくやつですね。このことでちょっとお伺いします。

行政区長を通じまして塩化カルシウムを2袋ほどいただきました。ご存じのとおり、ことは非常に道路、特に交差点付近は凍ってしまっていて、そして子供たちが転んだりしますので、あれをよく使っていますが、もうほとんどなくなりまして、それでまだまだ寒い日が続くと

思いますので結構必要になるかと思いますが、その塩化カルシウムというその袋のに入ったやつ、あれの補正とか、ここの中に追加とか入っているのでしょうか。それとも、まだまだたくさん在庫があるもののでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

塩カル関係、これ凍結抑制剤等でございますけれども、消耗品費500万の補正の中に入れておりまして、もうことしも寒くて在庫等がほぼ切れておりますけれども、皆さんにお渡しする分何とか確保しようとして今業者のほうに注文しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第2号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第2号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算
（第3号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第5、議案第3号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第3号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、議案第1号でご可決賜りました訴えの提起についての訴訟委任に伴う経費等でありまして、今回は現計予算の総額の額の補正はございません。歳出の1款総務費、1項総務管理費、3項介護認定審査会費の組み替えによる補正であります。

詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長(川村勝弘君) 町長の命によりまして、議案第3号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の詳細を説明させていただきます。なお、詳細につきましては一般会計同様とさせていただきます。

それでは、事項別明細書、歳出、9ページをお開き願いたいと思います。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費46万円、節に参りまして旅費7万5,000円、役務費5,000円、委託料38万円、説明欄記載のとおりでございます。

3項介護認定審査会費、2目認定審査等事務費△46万円、節に参りまして役務費△10万円、委託料△36万円、説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第3号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第3号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第3号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

○議長（藤原義一議員） 以上をもって今臨時会に付託された議案の審議は終了しました。

これをもって平成25年第1回矢巾町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員